

# \*\*\* 徘徊高齢者等家族支援サービス事業 \*\*\*

## ■ 事業内容

認知症高齢者等が徘徊した場合に、GPS等を利用して早期に発見できる機能を有する機器【徘徊探知機】を活用することで事故の防止を図るなど、家族が安心して介護できる環境を整備するために、徘徊探知機を購入または契約した際にかかった初期費用の一部を助成します。  
※購入または契約する業者は問いません。(市で業者を紹介・斡旋することはありません。)

## ■ 対象者(申請者)

次のいずれかに該当する徘徊高齢者等(鯖江市に住所を有し、かつ居住している在宅の者)を介護している方。

(1) 65歳以上で要介護または要支援の認定を受けた者で、認知症徘徊が認められる者

(2) 40歳以上65歳未満で、要介護の認定を受けた者で、認知症徘徊が認められる者

※入院や入所している方、住所地とは別の所に居住している方は該当しません。

## ■ 助成対象経費

(1) 徘徊探知機の機器の購入代金(一部附属機器を含む。)

(2) 徘徊探知機の契約加入手数料または登録手数料

※一部附属機器とは充電器や予備バッテリーなど、本体機器を利用するために必要となる附属機器等です。オプションで購入するような附属機器等は含まれません。

※月額基本料や通信料金、オプションサービス料金等は助成対象外です。

※破損、紛失等による再購入費用等は、助成対象外です。

※介護保険サービスの福祉用具の購入・レンタルとは併用できません。費用を全額実費負担した場合に限り、申請対象となります。

## ■ 助成額

助成額は、徘徊高齢者等1人につき7,700円を上限とします。

※徘徊高齢者等1人につき1回しか申請できません。

## ■ 申請方法

徘徊探知機を購入または契約した日から1年以内に、申請書と添付書類を長寿福祉課に提出してください。

※1年より前の購入または契約に係る費用を遡って申請することはできません。

### 提出書類

(1) 申請書(表裏とも記入)

(2) 契約書やパンフレット

(3) 購入または契約に係る費用の領収書等

(助成対象経費の確認のために支払った費用の内訳が分かる書類を添付してください)

(4) 振込先口座の通帳の写し(申請者名義のもの)



### 【問合せ・提出先】

鯖江市役所長寿福祉課

〒916-8666 鯖江市西山町13-1

電話番号 0778-53-2219